

八戸市農業委員会3月総会議事録

日時：令和3年3月12日（金）13時32分

場所：八戸市庁 別館2階会議室C

出席委員

農業委員 19名中19名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 出	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 出	18 番 橋場 孝 出	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中1名

1 番 木村 弁一 待機	2 番 鈴木 朋弥 待機	3 番 河原木 一実 待機	4 番 田名部 浩 待機
5 番 上村 隆雄 待機	6 番 上野 輝彦 待機	7 番 赤坂 力雄 待機	8 番 田中 忠二 待機
9 番 三浦 勝浩 待機	10 番 山田 貴光 待機	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 待機
13 番 橘 由正 待機	14 番 梅津 孝敏 待機	15 番 磯嶋 榮助 待機	16 番 高橋 政典 待機
17 番 大倉 喜八郎 待機	18 番 金谷 由松 待機	19 番 坂 文雄 待機	20 番 上明戸 桂 待機
21 番 森 庄次郎 待機	22 番 森 光男 待機		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農政GL）村上 司、 農地GL 川名 雅之、
主幹 才勝 司、主査 菅原 理恵、主事 寺地 圭次

会長

皆様、御案内の時間を過ぎてしまいましたが、ただいまから総会を開会いたします。

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、全員出席となっております。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の観点から、齋藤正人推進委員以外の推進委員の方は御欠席となっておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

今年は雪解けも早く本格的な農作業に取り掛かっている方もおられると思います。これから、私たちも仕事をする時期が来ますので、腹に力を入れて唱和したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

本日は大変お忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。昨日は3月11日、東日本大震災から10年ということで、あの日、地震、津波、火災が発生し、また、原発事故を体験した方々もおられます。この10年、長く感じた人も、短く感じた人もおられると思います。それぞれの10年を迎えたのではと思ひながら、テレビや今日の新聞等を眺めておりました。ここで改めてお悔やみ

とお見舞いを申し上げます。そういう地震の話題の中で、日本海溝を震源とする地震が発生すれば、八戸では26.1mの津波が想定されているという報道がされておりますが、26mという津波がどれくらいのものかは私にはまだ想像できないところであります。震災を忘れずに、震災から学び、そしてこのコロナ禍で改めて絆というものを考えていきたいと、そしてその絆を大切にしていきたいと、昨日、改めて感じたところであります。

それでは、本日の議事につきましては、慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、16番 寺沢 和則 委員、18番 橋場 孝 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第6号、八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

それでは、事務局の川名から、議案第6号、八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

資料は、別冊としてお配りしております、右上に総会資料と記載された両面印刷のA4縦で9枚・17ページのものとなりますが、訂正箇所がございますので御案内いたします。まず、1ページと2ページは、本日、差替と記載の新たな資料をお配りしておりますので、差替えをお願いいたします。次に、3ページから6ページまでは、不要となりましたので削除をお願いいたします。次に、7ページは、前のページの削除を受けまして、3ページへとページ番号の訂正をお願いいたします。以降、8ページから17ページまでも同様にページ番号が4つ繰り上がることとなりますので、訂正をお願いいたします。訂正箇所は以上となります。

それでは、議案の内容を御説明いたします。

はじめに、今回の改正の背景を御説明いたします。全国的な広がりを見せている公的手続書類への押印の在り方の見直しでございますが、八戸市庁内においても対応方針が決定され、押印見直しに取り組んでおります。基本的には、印鑑登録証明書を添付した上で、その登録印の押印を求める書類以外については、押印を廃止することとし、今年4月1日からの運用開始に向けて事務処理が進められているところでございます。そのようなことを受けまして、条例や規則において押印を求める表記のある規定について、改正等の対応が必要となったものでございます。

今回の改正の理由は、前述のとおり押印を求める手続の見直しをするほか、所要の改正をするためのものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、資料の3ページをお開き願います。改正部分は、下線が引かれている部分となりますが、1つ目として、別表の市川・下長の担当する区域の所在地の丁目に記載されている高州の誤字を修正するものでございます。2つ目として、別表の大館・南浜の担当する区域の所在地の丁目に、平成30年2月の住居表示実施により新設された田向を追加記載するものでございます。以上の内容は、今回の押印見直しに係

る対応の中で判明したものでございます。資料の4ページをお開き願います。最後に3つ目として、資料5ページにわたります別記の第1号様式、推薦・応募書、資料6ページの第2号様式、同意書、資料7ページの第3号様式、推薦承諾書は、それぞれ押印を廃止するために㊟表記を削除するものでございます。

この規則の改正につきましては、公布の日から施行し、公布は令和3年3月15日を予定しております。

以上で説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員 はい。

会長 はい、松橋委員。

松橋委員 3ページの表の大館・南浜区域の上の田向と追加の下の田向は別な田向ですか。

川名GL はい。

会長 事務局からお願いいたします。

川名GL お答え申し上げます。

この表は、上段は大字の所在地を表しておりまして、中段は丁目の所在地を、下段は大字・丁目の付かない所在地を表しており、3段の表記になっております。今回改正する田向につきましては、丁目の田向を追加したものでございます。

松橋委員 はい、わかりました。

会長

他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第7号、令和2年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

菅原主査

事務局の菅原から、議案第7号、令和2年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。

資料の1ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借35件、使用貸借9件の計44件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手14名、貸し手44名で、利用権設定面積は、合計224,435㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番～5番

番号1番から番号5番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号1番は水稻及び根菜類、番号2番から番号5番までは水稻を作付けするために、番号1番と番号4番と番号5番は2年間、番

号2番と番号3番は5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号1番は粳30kg25本、番号2番と番号3番は水利費、番号4番と番号5番は粳30kg10本でございます。

利用集積6番

番号6番、利用権の種類及び内容は、ウルシを作付けするために、20年間使用貸借するものでございます。

資料2ページをお開き願います。

利用集積7番

番号7番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間8,000円でございます。

利用集積8番～11番

番号8番から番号11番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号8番から番号10番までは5年間、番号11番は2年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号8番は総額年間26,000円、番号9番から番号11番までは水利費でございます。

利用集積12番、
13番

番号12番と資料3ページの番号13番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間6,000円でございます。

利用集積14番
～16番

番号14番から番号16番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号14番は水稻、番号15番と番号16番はにんにくを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号14番は水利費、番号15番と番号16番は10a当たり年間10,000円でございます。

利用集積17番
～19番

番号17番から資料4ページの番号19番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積20番

番号20番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間5,000円でございます。

利用集積21番

番号21番、利用権の種類及び内容は、ごぼうを作付けするために、7年間使用貸借するものでございます。

利用集積 22 番	番号 22 番、利用権の種類及び内容は、長ねぎを作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 169,000 円でございます。
利用集積 23 番	番号 23 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 40,000 円でございます。
利用集積 24 番 ～30 番	番号 24 番から資料 5 ページの番号 30 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 24 番は 5 年 9 か月間使用賃貸借するものでございます。番号 25 番から番号 30 番までは 4 年 10 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 25 番は総額年間 10,000 円、番号 26 番は総額年間 7,000 円、番号 27 番は総額年間 20,000 円、番号 28 番は総額年間 32,000 円、番号 29 番は 10 a 当たり年間 10,000 円、番号 30 番は総額年間 45,000 円でございます。
	資料 6 ページをお開き願います。
	番号 31 番から資料 8 ページの番号 44 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積 31 番 ～36 番	番号 31 番から番号 36 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 31 番から番号 33 番までと番号 36 番は 4 年 11 か月間使用賃貸借するものでございます。番号 34 番と番号 35 番は 4 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,850 円でございます。
	資料 7 ページを御覧願います。
利用集積 37 番 ～42 番	番号 37 番から資料 8 ページの番号 42 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,600 円でございます。
利用集積 43 番、 44 番	番号 43 番と番号 44 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10 年間使用賃貸借するもので

ございます。

公告年月日は、令和3年3月18日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

長根委員 はい。

会長 はい、長根委員。

長根委員 私の地域は山の田んぼなので水利費はありませんが、水利費が度々資料に記載されておりますが、水利費の相場はわかりますか。また、各地区によって水利費は違うものなのですか。その他に賃貸借の金額の中に水利費は含まれるのか、別に支払うのか。説明をお願いします。

寺地主事 はい。

会長 事務局からお願いいたします。

寺地主事 水利費は借りている方が支払う場合と貸主が改良区に支払う場合とそれぞれの契約によります。金額については、申し訳ございませんが、改良区の水利費は把握しておりません。

長根委員 委員の皆様も水利費を支払っている方もおられると思いますが、参考のためお知らせいただければと思います。

会長 今日の資料の中にはございませんが、市内地区の改良区でいくらというような表を前にお渡ししていると思います。

菅原主査

事務局の菅原から、議案第8号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。

資料の9ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借8件となっており、借り手の人数につきましては3名で、利用権設定面積は合計17,416㎡でございます。

左側の欄の借り手、利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の住所、氏名を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者の住所、氏名を掲載しております。その他、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番、2番

番号1番と番号2番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、転貸の期間が満了し、農地所有者から農地中間管理機構が借り受けている残りの期間について、新たな借り手へ転貸するものでございます。利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、番号1番は6年7か月間、番号2番は5年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間5,000円でございます。

配分計画3番

番号3番は、転貸の期間中に合意解約が成立したため、農地所有者から農地中間管理機構が借り受けている残りの期間について、新たな借り手へ転貸するものでございます。利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年3か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間7,000円でございます。

配分計画4番～8番

番号4番から資料10ページの番号8番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、転貸の期間が満了し、農地所有者から農地中間管理機構が借り受けている残りの期間について、新たな借り手へ転貸するものでございます。利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、4年3か月間賃貸借するも

ので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,500 円でございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 9 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

澤向委員

澤向から報告します。去る 3 月 1 日、谷地委員と市庁別館 7 階会議室 C において、番号 2 番と番号 3 番を調査してまいりました。

資料の 11 ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条2番

番号2番ですが、調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和3年4月1日から令和3年7月31日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南側約450mに位置し、宅地、雑種地に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者から通行承諾書が提出されています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条3番

続きまして、番号3番ですが、調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、住宅1棟、物置2棟建築です。実施計画は、令和3年5月1日から令和3年9月30日。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地北側の水路との境界、東側の隣地との境界及び申請地中央部の東側寄りにそれぞれ擁壁を設置し、申請地を全体的に盛土します。また、接道している申請地西側を駐車場とするためアスファルト舗装し、住宅の周囲を砂利敷きします。排水については、合併浄化槽と浸透枳を設置して処理します。立地条件は、青森県立八戸西高等学校から南西側約1.1kmに位置し、田、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続されるものとして不許可の例外に当たるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

谷地委員

谷地から報告します。去る3月1日、澤向委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号4番と番号5番を調査してまいりました。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条4番

番号4番ですが、調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、21年間の賃貸借です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和3年4月10日から令和3年5月31日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は松ヶ崎遺跡内ですが事前相談済み、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地北側に雨水による土砂流出防止のため土側溝を設置し、申請地周囲にフェンスを設置します。立地条件は、青森県立八戸商業高等学校から北側約620mに位置し、畑、宅地に囲まれ、県道及び市道に接続していません。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、作物が育ちにくく、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

資料の12ページをお開き願います。

5条5番

続きまして、番号5番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、20年間の賃貸借です。転用目的は、店舗1棟建築です。実施計画は、令和3年4月15日から令和3年11月30日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地南側の隣地との境界に擁壁を設置します。申請地は南側から北側へ低く傾斜しているため北側を盛土して、盛土上部には転落防止のためフェンスを設置し、盛土法面には張芝をします。また、申請地北側で接道している県道からの出入口用通路とするため、県道の既設側溝の上にボックスカルバートを設置し、通路側面には転落防止のためガードレールを設置します。さらに、店舗の周囲を砂利敷きし、駐車場をアスファルト舗装して、雨水の排水のため側溝を設置します。排水については、合併浄化槽と浸透枳を設置して処理します。立地条件は、八戸市南郷事務所から西側約280mに位置し、畑、宅地、山林に囲まれ、

県道及び市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、作物が育ちにくく、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。なお、この案件は3,000㎡を超える農地転用の案件であるため、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

赤坂（英）委員 はい。

会長 はい、赤坂委員。

赤坂（英）委員 番号4番の賃借料はいくらになっておりますか。

川名G L はい。

会長 事務局からお願いいたします。

川名G L 番号4番の賃借料は年間5万円とお聞きしております。

赤坂（英）委員 はい、わかりました。

会長 他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第10号、令和3年度農作業標準賃金の決定についてを

会長

議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

菅原主査

それでは、事務局の菅原から御説明いたします。

別冊となっております、議案第10号、令和3年度農作業標準賃金の決定についての資料を御覧願います。

令和3年度農作業標準賃金につきましては、2月総会の協議案件において、概要を御説明いたしまして、委員の皆様から2月26日まで意見を募集していましたが、意見はありませんでしたので、事務局の案を提出しております。

また、2月総会でも説明しておりますが、標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受託や委託の料金の参考として毎年定めておりますが、あくまで参考として定めるものですので、実際に作業を依頼する場合は、ほ場の条件や作業範囲、消耗品の取扱いなどの諸条件について、事前に当事者間で十分に協議して決定して下さるようお願いしているものです。

それでは、標準賃金の案について御説明いたします。

資料1ページの表は、左側から順番に、作業名、標準単位、標準賃金や料金を

記載しております。

1、農作業労働賃金は、農作業を依頼した際の一人8時間当たりの賃金を記載しているものです。この労働賃金のうち、米印1と表記しているところですが、青森県の最低賃金が1時間当たり793円となっておりますので、1日8時間労働とし、最低賃金を上回る額として6,400円としております。米印2と表記しております果樹剪定作業につきましては、一般作業の1.5倍となるよう、資料一番下の計算式のとおり計算し、9,600円としております。

2、農作業受委託料金は、農作業に係る機械代、運転手代、燃料代などを含めた農作業の受託や委託の料金を記載しております。この受委託料金は据え置きし、前年度と同額としております。

なお、これらの米印は、公開する際には記載しないことを申し添えます。

資料2ページから7ページまでは、参考資料として2月総会と同じ資料を添付しております。資料8ページは、新たに追加した資料になりますが、先月の運営協議会において、県外の米の値段も使っている機械もそれほど変わらないと思うので、東北地方の他都市の金額も知りたいとの御意見があったことから、東北6県庁所在地の標準賃金及び最低賃金を一覧表にまとめましたので、参考としていただければと思います。

以上で説明を終わります。

事務局の村上から、追加で説明させていただきます。総会の開始前に配付しております資料を御覧願います。

農作業受委託料金の水田の生乾燥（玄米）と1俵当りについて、金額や作業内容は変わりませんが、記載している文言の変更の提案となります。

変更内容は、作業名の生乾燥（玄米）を乾燥・調整に、標準単位の1俵当りを60kgに変更したいというものです。理由といたしまして、先日、農家さんから、1俵は60kgで間違いはないですかという問合せがありました。その方は、昨年、初めて作業を委託したところ、30kg当り1,200円と言われたそうです。事務局で調べてみたところ、1俵は60kgで間違いありませんが、米の出荷・流通では、30kg入りの袋が使われることが多いようであり、また、他都市の標準賃金でも、

村上GL

60kg や 30kg と表記しているところがほとんどでした。このようなことから、間違いや勘違いを無くするためにも、わかりやすい単位で表記したほうが良いと考えたものです。また、作業名の生乾燥（玄米）を乾燥・調整に変更することについては、農業会議が毎年実施している農作業料金・農業労賃に関する調査において、乾燥・調整という文言を使っていることから、それと同じ文言を使用するものです。なお、調整とは、籾摺りとも言い、乾燥した籾の籾殻を剥いで玄米にする作業で、屑米や石等を取り除くまでの一連の作業とする。ただし、色彩選別は含まない。ということですので、作業内容の変更はございません。また、同じように麦の生乾燥の標準単位も 60kg に変更したいと思います。以上のとおり、金額や作業内容に変更はありませんが、速やかに文言の変更をしたほうが良いと考え、本日の運営協議会において了解を得たことから、追加で提案させていただいたものです。

総会で承認されましたら、資料を修正いたしまして、公表したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上になります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7
会長
次に、日程第7、報告第10号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

寺地主事
事務局の寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の2月分でございます。

資料の13ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等11番～18番
今回の届出は、資料13ページ番号11番から資料15ページ番号18番までの計8件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長
ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長
御質疑なしと認めます。

日程第8、
日程第9
会長
次に、日程第8、報告第11号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第12号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

才勝主幹
事務局の才勝から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条

届出の2月分でございます。

まず、4条につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条4番 番号4番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

4条5番 番号5番、転用目的は駐車場でございます。

4条6番 番号6番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条8番、9番 番号8番、番号9番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条10番 番号10番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条11番 番号11番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条12番 番号12番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条13番 番号13番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条14番 番号14番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条15番 番号15番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条16番 番号16番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条17番 番号17番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

5条18番 番号18番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条19番 番号19番、転用目的は駐車場でございます。

次ページを御覧願います。

5条20番～22番 番号20番、番号21番、番号22番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

す。

次ページをお開き願います。

5条 23番

番号 23番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

5条 24番

番号 24番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 10

次に、日程第 10、報告第 13号、農地法第 18条第 6項の規定による通知につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

寺地主事

事務局の寺地から御報告いたします。

資料の 25 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条 5番

番号 5番につきましては、農地法第 3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条 6番

番号 6番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和 3年 3月 18日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時22分)